

## 未来へつながる地域づくり協創支援事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**  
**事業実施主体**  
**対象事業及び補助率等**

市町村と地域住民等が一体となって取り組む持続的で発展性のある地域活性化に向けた「仕組みづくり」を支援する。

市町村

未来へつながる地域づくり協創支援事業補助金

(1) スタートアップ支援型 (単年度)

地域づくり計画の策定、体制づくり、先進地視察等について支援。

補助上限額：ソフト事業150万円、ハード事業対象外

補助対象：全市町村

補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)

(2) 地域価値創造型 (最長3ヶ年度)

地域の特性や優位性を生かした地域づくりについて支援。

補助上限額：(一般枠)1,000万円 (ソフト・ハード事業対象)

(重点推進枠※)1,500万円 ( " )

補助対象：全市町村

補助率：(一般枠)2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)

(重点推進枠※)3/4以内 ( " )

(3) 広域活力創造型 (最長3ヶ年度)

複数の市町村間で連携して取り組む地域づくりについて支援。

補助上限額：(一般枠)2,500万円 (ソフト・ハード事業対象)

(重点推進枠※)3,000万円 ( " )

補助対象：全市町村 (2以上の市町村)

補助率：(一般枠)1/2以内

(重点推進枠※)2/3以内

※重点推進枠：県が重点的に推進する関係人口の創出やデジタル技術の活用に資する事業であり、従来の取組を深化・発展させたものを対象に補助率を嵩上げて支援

**県内事例**

令和2年度～令和4年度 (未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業)

**令和2年度** 採択事業：4事業 (助走支援1、自走支援3)

<助走> 諸塚村 新しい観光様式・くつろぎ空間「森居間」創造プロジェクト

<自走> 綾町 みんなでつくる”綾町いき・いき・活き”プロジェクト事業～地域活性化への再前進～

<自走> 小林市 持続可能な地域づくり自立促進型プロジェクト「すきむらづくり協議会」

<自走> 宮崎市 八重福ふく協議会「魅力アップ」展開事業

**令和3年度** 採択事業：9事業 (助走支援1、自走支援4、並走支援4)

<助走> 美郷町 美郷町地域経済循環分析事業

<自走> 都城市 都城市フットパス事業

<自走> 諸塚村 諸塚村森居間空間創造支援事業

<自走> 延岡市 「島業」創出支援事業

<自走> 日南市 道の駅北郷販売基盤づくり事業

<並走> 日南市・串間市 アウトドアでつながる日南・串間地域資源活用推進事業

<並走> 美郷町・木城町 「絆」の継承と「地域愛」の醸成事業

未来へ繋がる地域イベント「舞台：千年王国」を契機として

<並走> 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町 児湯学友団コンソーシアムプロジェクト

<並走> 小林市・都城市・えびの市・高原町 環霧島地域における広域連携事業

**令和4年度** 採択事業：1事業 (自走支援1)

<自走> 小林市 市民活動促進事業

県主管課名

総合政策部 中山間・地域政策課  
(地域総合調整担当)

電話番号

26-7035  
内線：2221、2222

宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業  
(移住・定住促進支援事業補助金)

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

<p><b>事業の目的・概要</b></p>	<p>移住及び定住等の促進による地域の活性化を図るため、市町村の主体的な取組を支援する。</p>		
<p><b>事業実施主体</b></p>	<p>市町村</p>		
<p><b>対象事業等</b></p>	<p>① 都市部でのPR・相談会開催事業 都市住民等と受入側の市町村との出会いの場として、都市部において開催する移住等のPR・相談会を開催する事業</p> <p>② お試し滞在実施事業 移住等に関心のある都市住民等に、県内で生活してもらう体験滞在を実施する事業</p> <p>③ 空き家等利活用促進事業 空き家等情報バンク制度の運営、個人の空き家改修等への市町村補助及び市町村がサブリースを実施するために行う空き家の改修又は市町村が移住促進を目的として遊休施設等の改修に対して支援する事業</p> <p>④ 移住サポーター等設置事業 移住者が地域に溶け込みやすい受け入れ体制づくりや、移住希望者に地域の案内を行う移住サポーターを設置する事業</p> <p>⑤ 交流会イベント等実施事業 県内における交流会イベント等（県内在住者向けにオンラインで実施するものを含む）の実施を通じて、移住者が地域との関わりを深める事業</p>		
<p><b>補助率</b></p>	<p>全域が中山間地域である市町村（財政力指数0.4未満） 3分の2以内 その他の市町村 2分の1以内 市町村がサブリースする空き家や市町村有遊休施設を対象とするものは、補助対象経費の3分の1以内 (補助限度額：1,500千円（上記①～⑤の事業の総額）、個人の空き家改修については800千円/1戸)</p>		
<p><b>県内事例</b></p>	<p>令和2年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>令和3年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>令和4年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>※県内事例には令和4年度まで実施した移住者受入環境整備・情報発信強化事業（移住者向け空き家利活用促進支援事業補助金）を含む。</p>		
<p><b>県主管課名</b></p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7922 内線：2228</p>

## 移住支援金事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	県内における移住・定住の促進及び地域における人材不足の解消を図るため、市町村が実施する移住支援金支給事業を支援する。		
<b>事業実施主体</b>	市町村		
<b>対象事業等</b>	<p>一定の要件（三大都市圏等に5年以上居住し、5年以上通勤している者等）に該当する三大都市圏等から県内市町村への移住者のうち、以下に掲げる就業等を行う者に対し、移住支援金（世帯100万円、単身最大60万円）を支給する事業。一部の市町村においては世帯での移住者に対して18歳未満の世帯員一人につき最大100万円を加算。</p> <p>※三大都市圏等…東京圏、名古屋圏、大阪圏、福岡県</p> <p>① 県のマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」に移住支援金の対象として掲載された求人により就業した者</p> <p>② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者</p> <p>③ 自己の意思によりテレワークを行う者</p> <p>④ 市町村が認める関係人口に該当する者</p> <p>⑤ 地域課題解決型起業の交付決定を受けた者</p> <p>⑥ 農林漁業や福祉等の人材確保支援策を活用して自営又は個人経営事業所に就業した者</p> <p>⑦ 市町村長が、地域コミュニティの維持に必要であると認めた起業者</p> <p>⑧ 地域経済の活性化やコミュニティの維持に資する事業承継を行う者</p>		
<b>補助率</b>	<p>補助額は定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身での移住の場合 1件当たり45万円を上限</li> <li>・2人以上の世帯での移住の場合 1件当たり75万円</li> <li>・世帯での移住の場合で、18歳未満の世帯員を帯同する場合の加算18歳未満の世帯員1人当たりにつき、市町村が加算する額の4分の3（1人当たり75万円を上限）</li> </ul>		
<b>県内事例</b>	<p>令和元年度採択：宮崎市、西都市、高原町、国富町、綾町、新富町、川南町</p> <p>令和2年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町</p> <p>令和3年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、高千穂町</p> <p>令和4年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町、高千穂町</p>		
<b>県主管課名</b>	総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)	<b>電話番号</b>	26-7922 内線：2228

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

<p><b>事業の目的・概要</b></p>	<p>地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下に実施する、人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する取組を支援する。</p>		
<p><b>事業実施主体</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民により構成される任意団体</li> <li>2 公民館、自治会等の地縁的組織</li> <li>3 NPO法人、公益社団法人、一般社団法人</li> <li>4 民間事業者</li> <li>5 その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体</li> </ol>		
<p><b>事業の種類・補助率等</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域課題検討支援事業 市町村が事業実施主体に補助する経費の1／2以内 (補助対象経費の上限：50万円)</li> <li>2 地域課題解決支援事業 市町村が事業実施主体に補助する経費の2／3以内 (補助対象経費の上限：500万円)</li> </ol>		
<p><b>対象事業等</b></p>	<p>人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・継続的な活動が見込まれるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援関係             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移動支援（コミュニティバスの運行、送迎サービス）</li> <li>(2) 家事支援（清掃、庭の手入れ）</li> <li>(3) 弁当配達・配食サービス</li> <li>(4) 買い物支援（配達・地域商店の運営、移動販売）</li> <li>(5) 交流拠点の設置（高齢者、多世代）</li> </ol> </li> <li>2 生活機能の維持             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域商店の運営</li> <li>(2) ガソリンスタンドの運営</li> <li>(3) 空き家や里山の維持・管理</li> </ol> </li> <li>3 高齢者福祉             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の声かけ・見守り</li> <li>(2) 高齢者交流サービス</li> </ol> </li> </ol>		
<p><b>県内事例</b></p>	<p>都城市：空き店舗等を改修し、地域の核となる交流拠点を整備。                  椎葉村：空き屋を集落の交流拠点機能を備えたシェアハウス型のお試し住宅に改修。                  西都市：地域住民がボランティアにより、高齢者等の移動支援を行う仕組みを整備。</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7036 内線：2225</p>

## 移住・定住・交流推進支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— (一財) 地域活性化センター —

**事業の目的・概要**

(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、または NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。

**事業実施主体**

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

**対象事業等**

- 1 助成対象事業は、次の基準に適合するもの
  - (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。
  - (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。
  - (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 助成対象事業例 ※以下の例が助成対象となる全てではない
  - (1) 移住促進に向けて地域住民と協力して行う事業
  - (2) 都市等の他地域の住民との交流を促進する事業や定住促進を図る事業
  - (3) 古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を推進する事業
  - (4) 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
- 3 助成対象経費
 

助成対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費

**補助率等**

- 1 助成率 100%以下
- 2 助成額上限 2,000千円

**県内事例**

平成30年度 川南町：川南町「食の空間」整備事業  
 椎葉村：秘境の移住・交流を創る

令和元年度 川南町：ご当地パン「トロンパン」開発による交流人口増加事業

令和4年度 椎葉村：eスポーツが繋ぐ新たな関係人口創出事業  
 都城市：関係人口拡大ワーケーションモニター事業

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229
-------	-------------------------------	------	--------------------

## 地方創生アドバイザー事業

(事業開始年度：平成3年度)

— (一財) 地域活性化センター —

<b>事業の目的・概要</b>	(一財)地域活性化センターが、地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家(アドバイザー)を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。		
<b>事業実施主体</b>	(1) 市町村 (2) 広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
<b>対象事業等</b>	地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの。アドバイザーを招聘し助言を受ける研修等、以下を例示とする。  (1) 地域の総合的な振興に関する事業 (2) 地域経済の振興に関する事業 (3) 地域文化の振興に関する事業 (4) 情報化対策に関する事業 (5) その他の事業		
<b>補助率等</b>	助成限度額は1件につき20万円で、補助率は100%以下とし、アドバイザーを招聘するために要する経費として、以下を助成する。  (1)謝金：アドバイザー1人1回につき10万円を上限とする実費分 ただし、招聘する人数や招聘する回数は問わない。 (2)交通費：日当及びグリーン料金等を除く実費分 (3)宿泊費：アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限とする実費分		
<b>県内事例</b>	H18 都城市：都城市市民公益活動推進計画の策定  H20 宮崎市：住民主体のまちづくりを展開するための地域課題の抽出方法 延岡市：市民と行政との協働によるまちづくりについて  H22 小林市：住民と行政との協働によるまちづくり 串間市：都井岬観光ガイド養成  H23 新富町：るびーモール商店街等の活性化  H24 高原町：定住対策による地域活性化  H29 川南町：1%戦略・地元にと仕事を取り戻す		
<b>県主管課名</b>	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	<b>電話番号</b>	26-7035 内線2229

## 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

(事業開始年度：平成27年度)

— (一財) 地域活性化センター —

<b>事業の目的・概要</b>	(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して支援を行う。		
<b>事業実施主体</b>	(1) 市町村 (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
<b>対象事業等</b>	1 助成対象事業 将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するもの。 (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されるもの。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。 2 助成対象経費 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費。		
<b>補助率等</b>	1 助成率 100%以下 2 助成額上限 ア 地域創生伴走型応援事業・・・1件につき1,500千円 イ 地域経済循環分析事業・・・1件につき2,000千円 ウ 一般事業・・・・・・・・・・・・1件につき1,500千円		
<b>県内事例</b>	令和3年度 高千穂町：観光マーケットを使った新たな農業振興モデル開発事業 五ヶ瀬町：ECOでつながる地域づくり 令和4年度 五ヶ瀬町：持続可能な集落構築に向けたコミュニティ形成事業		
<b>県主管課名</b>	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	<b>電話番号</b>	26-7035 内線：2229

【 地域振興 】

活力ある地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：平成9年度）

— （一財）自治総合センター —

<b>事業の目的・概要</b>	（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業で、地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業について支援する。
<b>事業実施主体</b>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等</p>
<b>対象事業</b>	<p>1 地域資源活用</p> <p>地域の自然、文化、歴史、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する。</p> <p>2 広域連携推進</p> <p>複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施する。</p>
<b>補助額</b>	助成額上限：2,000千円
<b>県内事例</b>	<p>H26 小林市：「てなんど」～小林市地域資源発掘・発信プロジェクト～ 西都市：平助地区商店街街路灯LED化事業</p> <p>H27 都城市：都城市中央通り12・3・45番街イルミネーション事業 諸塚村：諸塚村協創の森づくり事業</p> <p>H28 えびの市：えびの”ゆしったまらん”百景プロジェクト事業</p> <p>H29 宮崎市：青島ビタンププロジェクト開催事業 美郷町：「中小屋天文台」施設を活用した地域の魅力創造・発信事業</p> <p>H30 日之影町：日之影商店街街路灯LED化事業</p> <p>R1 木城町：日本酒プロジェクトPR事業</p> <p>R2 採択なし</p> <p>R3 採択なし</p> <p>R4 採択なし</p>

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------



## シンポジウム助成事業

(事業開始年度：平成22年度)

— (一財) 自治総合センター —

<b>事業の目的・概要</b>	(一財)自治総合センターが、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。
<b>事業実施主体</b>	(1) 都道府県 (2) 市町村
<b>対象事業等</b>	1 地方公共団体が企画するシンポジウム パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等 2 地域住民等広く一般の者が参加できるもの任意のテーマ 3 国の補助金の交付を受けない事業 助成金の交付決定があった年度に完了するもの 4 助成対象経費の具体例 ・パネリスト等謝金（1,000千円を上限） ・旅費交通費 ・食糧費（レセプション・懇親会・反省会等経費は対象外） ・会場設営費、会場借上料 ・ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等制作費 ・広告費（新聞掲載費、掲示費等） ・保険料（催事保険料等） ・委託料（事業全般を一括して業者に委託する場合は対象外）
<b>補助額</b>	1事業につき3,000千円を限度
<b>県内事例</b>	H28 宮崎市：太陽と緑の大地ガーデンシティーみやざきを目指して H29 宮崎市：Karada Good Miyazaki シンポジウム H30 延岡市：祖母・傾・大崩エネコエコパーク登録1周年記念シンポジウム R1 小林市：第1回全国和牛サミット R2 こども政策課：未来みやざき子育て県民運動10周年事業 ファザーリング全国フォーラム in みやざき R3 申請なし R4 宮崎市：蓮ヶ池史跡公園開園30周年記念シンポジウム みんなで蓮ヶ池の未来を考える

県主管課名

総合政策部 中山間・地域政策課  
(地域総合調整担当)

電話番号

26-7035  
内線2229

## 地域総合整備資金貸付事業 (ふるさと融資)

(事業開始年度：平成2年度)

— (一財)地域総合整備財団(ふるさと財団) —

**事業の目的・概要**

地域振興に資する民間事業活動を支援し、活力と魅力ある地域づくり活動を推進するため、金融機関等と共同して、民間事業者等が行う設備投資に対して無利子貸付を行う。

**事業実施主体**

民間事業者等（法人に限る。）

**対象事業等**

- 1 貸付対象事業  
 地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの  
 ○公益性、事業採算性等の観点から実施されること  
 ○事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること  
     都道府県、指定都市から融資を受ける場合…5人以上  
     （再生可能電気エネルギー事業は1人）  
     市町村から融資を受ける場合…1人以上  
 ○用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上
- 2 貸付条件

■要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件）

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 連携中核都市圏	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 ・ 熱脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	東日本大震災被災地域（※1）	
都道府県、指定都市	融資比率	35%		45%		45% <sup>(※2)</sup>	45%
	融資限度額	通常施設	42	52.5	54	67.5	67.5 <sup>(※2)</sup>
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2 <sup>(※2)</sup>
	雇用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	45%
	融資限度額	通常施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用	1人以上					

(※1)…岩手県、宮城県、福島県に限定

(※2)…但し、定住自立圏及び連携中核都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については都道府県は対象外。

※令和4年4月から以下のような制度改正を行っています。熱脱炭素化支援機構は、国会に提出中の地球温暖化対策法改正法案が成立した場合に設立されるもので、令和4年3月末日時点では設立は確定していません。

※地域総合整備財団HPから抜粋

3 貸付団体に対する財政支援措置

貸付のための資金調達には地方債の発行が認められ、この地方債の利子の75%が地方交付税措置される。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 地域再生マネージャー事業

(事業開始年度：平成20年度)

— (一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団) —

**事業の目的・概要**

地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門家を活用する費用の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの

**事業実施主体**

市町村

**対象事業及び補助率等**

- 本事業では、以下の事業により市町村等の地域再生への取組を支援。
- (1) 外部専門家短期派遣事業  
 地域再生に取り組もうとする市町村に対して、財団から外部専門家を派遣し必要な助言等を行うもの。  
 外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。
    - ①市町村が単独で実施 : 2泊3日で現地調査と提言を行う。
    - ②複数市町村が共同で実施 : 隣接する市町村の場合は2泊3日で現地調査を行い、後日オンラインで提言を行う。隣接しない市町村の場合は、それぞれの市町村で1泊2日の現地調査を行い後日オンラインで提言を行う。
  - (2) ふるさと再生事業  
 地域再生に取り組む市町村等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、財団がその費用の一部を助成するもの。  
 外部専門家は、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業のぐたいてきなマネジメントを行う。
    - ①市町村が単独で実施 : 助成率2/3以内、助成額700万円以内
    - ②複数市町村が共同で実施 : 助成率2/3以内、助成額1,000万円以内
  - (3) まちなか再生事業  
 市町村等がまちなかにおいえて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、街としての賑わいの喪失、魅力・探究心の低下等の課題に取り組むため、具体的・実務的ノウハウを有する外部専門家に業務を委託する場合にその費用の一部を助成するもの。  
 外部専門家は、まちなかの維持保全・環境改善、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立等に向けた活動等、事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う。
    - ①市町村が単独で実施 : 助成率2/3以内、助成額700万円以内
    - ②複数市町村が共同で実施 : 助成率2/3以内、助成額1,000万円以内

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 持続可能な地域交通ネットワーク構築事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

## 事業の目的・概要

人口減少等により公共交通機関の利用者数が減少する中、バスを中心とした地域交通ネットワーク最適化のため、市町村等に対し、コミュニティバスのデマンド化や地域公共交通計画策定等を支援することで、将来にわたり持続可能な地域交通ネットワークを構築する。

## 事業実施主体

市町村、交通事業者等

## 対象事業等

- 1 デマンド交通システム導入支援  
地域内交通の効率化を図るためにデマンド交通システムを導入する市町村等を支援する。
- 2 地域公共交通に関する計画策定等支援  
地域公共交通に関する計画の策定や、既存コミュニティ交通の見直しに向けた利用状況調査等を実施する市町村等を支援する。
- 3 市町村が運行主体となるコミュニティバス等に係るデータ整備支援  
コミュニティバスの乗継情報等を、Google マップ等の経路検索サービス上で表示するために必要なデータ整備を行う市町村等を支援する。
- 4 自家用有償旅客運送運転者確保支援  
自家用有償旅客運送実施のために必要となる認定講習を受講する個人を支援する。

## 補助率

1 / 2 以内又は定額

## 県内事例

令和4年度のおもな事例は以下のとおり。

(延岡市) (高鍋町)

地域内交通の効率化を図り、持続可能な地域交通ネットワークを確保するため、デマンド型乗合タクシーを導入。

(五ヶ瀬町)

地域内交通の効率化のため、デマンド交通導入可能性についてコンサル事業者へ委託し調査を実施。

(日向市) (西都市) (三股町) (門川町) (日之影町)

持続可能な地域交通ネットワークの形成を図るため、地域公共交通計画を策定。

(椎葉村)

2名が自家用有償旅客運送に係る認定講習を受講。

県主管課名	総合政策部総合交通課 (地域交通担当)	電話番号	26-7037 内線6189
-------	------------------------	------	-------------------

## 地域活性化事業債

(事業開始年度：平成14年度)

— 総務省自治財政局地方債課 —

<b>事業の目的・概要</b>	地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とする。		
<b>事業実施主体</b>	県・市町村		
<b>対象事業等</b>	(1) 地域経済循環の創造 自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備 (2) 人材力の活性化 地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備 (3) 地域の歴史文化資産の活用 個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備 (4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備 (5) 連携中枢都市圏構想の推進 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備 (6) 定住自立圏構想の推進 定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものの整備 (7) 合併の円滑化 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、合併市町村基本計画に基づき実施する合併の円滑化のために必要不可欠な庁舎等の統合・改修等並びに電算システム及び防災行政無線等の統合整備。		
<b>財政措置</b>	○地域活性化事業債の適用を協議（充当率：90%） ※元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入		
県主管課名	総務部 市町村課 （財政・地方債担当）	電話番号	26-7022 内線2159

## 市町村地域づくり支援資金貸付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

防災・減災・国土強靱化、人口減対策など、市町村が当面する課題の解決に取り組む事業及び県が毎年度示す重点施策に市町村が積極的に取り組む事業に対して、無利子資金を貸し付け、重点的に支援を行う。

**事業実施主**

市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）

**対象事業等**

原則として、地方財政法第5条の規定に基づく経費であり、かつ地域づくり支援資金以外の地方債の貸付を受けない次の1から3の区分に該当する事業

- 1 防災・減災・国土強靱化事業
- 2 人口減対策事業
- 3 県の重点施策を推進する事業

**貸付条件**

- 1 利 子 無利子
- 2 貸付限度額 1件当たり原則1億円を上限
- 3 償還期間 10年以内（据置なし）
- 4 償還方法 半年賦均等償還
- 5 貸付日 原則3月31日（緊急を要する場合には弾力的に対応）
- 6 充 当 率 各団体の財政力指数に応じて以下のとおりとする。

区 分	貸付充当率
財政力指数が県内市町村平均を超える団体	80%
財政力指数が県内市町村平均以下で、県を超える団体	90%
財政力指数が県以下の団体	100%

**県内事例  
(貸付実績)**

平成25年度	11団体	18件	平成30年度	11団体	23件
平成26年度	12団体	23件	令和元年度	8団体	24件
平成27年度	10団体	24件	令和2年度	12団体	23件
平成28年度	12団体	25件	令和3年度	10団体	24件
平成29年度	7団体	17件	令和4年度	9団体	18件

**県主管課名**

総務部 市町村課  
(財政・地方債担当)

**電話番号**

26-7022  
内線：2158

## 共生の地域づくり助成事業 (コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成12年度)

— (一財) 自治総合センター —

<b>事業の目的・概要</b>	一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。		
<b>事業実施主体</b>	市町村		
<b>対象事業等</b>	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。		
<b>助成額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード事業 1,000万円が上限</li> <li>・ソフト事業 500万円が上限</li> <li style="padding-left: 20px;">(いずれも10万円未満切り捨て)</li> </ul>		
<b>県内事例</b>	事業採択実績 平成26年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 平成27年度 高千穂町 (公共施設のバリアフリー化工事) 平成28年度 諸塚村 (集会所の改修工事) 平成29年度 延岡市 (公共施設のバリアフリー化工事) 平成30年度 五ヶ瀬町 (バリアフリー対応車両の整備) 令和元年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 令和2年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 令和3年度 高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事) 令和4年度 西都市 (移動図書館車両の整備) " 五ヶ瀬町 (バリアフリー対応車両の整備)		
<b>県主管課名</b>	総務部 市町村課 (行政担当)	<b>電話番号</b>	26-7116 内線：2164

一般コミュニティ助成事業  
(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和53年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- (1) 市町村が認めるコミュニティ組織
- (2) 市町村

対象事業等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

助成額

100万円から250万円まで（10万円未満切り捨て）

県内事例

事業採択実績

平成26年度	19市町村	30団体
平成27年度	19市町村	27団体
平成28年度	21市町村	35団体
平成29年度	23市町村	29団体
平成30年度	23市町村	24団体
令和元年度	22市町村	24団体
令和2年度	23市町村	31団体（追加募集3団体含む）
令和3年度	24市町村	48団体（追加募集10団体含む）
令和4年度	22市町村	41団体

例：公民館空調機の整備  
屋外放送設備の整備  
伝統衣装ほかコミュニティ活動備品の整備 など

県主管課名

総務部 市町村課  
(行政担当)

電話番号

26-7116  
内線：2164



コミュニティセンター助成事業  
(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和55年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- (1) 市町村が認めるコミュニティ組織で、地方自治法に定める認可地縁団体
- (2) 市町村

対象事業等

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター、自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

助成額

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（10万円未満切り捨て）  
※ただし1,500万円が上限

県内事例

事業採択実績			
平成26年度	3市町村	3団体	
平成27年度	3市町村	3団体	
平成28年度	4市町村	4団体	
平成29年度	4市町村	4団体	
平成30年度	2市町村	3団体	
令和元年度	3市町村	3団体	
令和2年度	3市町村	3団体	
令和3年度	2市町村	2団体	
令和4年度	4市町村	4団体	

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線：2164
-------	--------------------	------	--------------------

【 地域振興 】

## みやざきローカルフードプロジェクト（LFP）強化事業

（事業開始年度：令和4年度）

－ 農林水産省新事業・食品産業政策課（地域食品産業連携プロジェクト推進事業）－

**事業の目的・概要**

農林漁業者が、加工・販売業者、観光業者など多様な食農関係者と連携し、それぞれの強みを出し合いながら地域食資源を活用した新ビジネスの創出に挑戦する「ローカルフードプロジェクト（LFP）」を推進する。

※ LFP：Local Food Project の略

**事業実施主体**

農業者・加工販売業者等によるプロジェクトチーム

**対象事業等**

ポストコロナの消費ニーズに対応した新商品・サービス開発等の支援

**補助率**

定額（上限400万円）

**県内事例**

No	プロジェクト内容	参画者数
1	綾町産有機農産物を使用した新商品の開発（写真1）	6者
2	有機農産物等の新物流サービスの開発（写真2）	4者
3	観光農園等によるオンラインツアーの開発	9者
4	県産野菜・果実を使用した機能性飲料の開発	6者
5	高千穂町産農産物を使用した新商品・サービス開発	3者
6	県産椎茸を使用した新商品開発	4者
7	みやざき地頭鶏の海外向け新メニュー開発	2者
8	日南産グレープフルーツを使用した新商品開発	4者
9	高齢者・幼児向けスマイルケア食品の開発（写真3）	5者
10	新富町産農産物を使用した新商品・サービスの開発	7者
11	未利用魚肉を活用した新商品開発	8者
12	未利用ホエイ（乳清）を活用した新商品開発	9者
13	伝統食材の生産者による食文化の継承に向けた新商品開発	8者
14	北日本地域への物流システム及び観光サービスの開発	11者
15	全国フレンチシェフへの県産食材の企画提案サービス開発	12者



県主管課名	農政水産部 農業流通ブランド課 （6次産業化推進担当）	電話番号	26-7847 内線：2622
-------	--------------------------------	------	--------------------

## 空き家再生等推進事業（旧老朽住宅除却等事業）

（事業開始年度：平成10年度）

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

**事業の目的・概要**

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持再生を図ることを目的としたものである。  
 空き住宅とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。  
 空き建築物とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

**事業実施主体**

市町村、特別な事情がある場合には、県

**対象事業等補助率**

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③ 空き家住宅及び空き建築物の活用費（補助率：1／2）
- ④ 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑥ 空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）

**補助基準**

<対象地域>  
**【不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業】**  
 ・不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外  
**【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】**  
 ・産炭等地域又は過疎地域  
 ・不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画、都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内

**県内事例**

施行者名	年度	対象戸数	事業内容
宮崎市	H28	1戸	青島地域をモデル地区とし、一定の要件を満たす空き家の除却
美郷町	H28	1戸	空き家を改修し、地域のコミュニティ施設として活用
	H29	1戸	空き建築物を改修し、宿泊体験やスポーツ合宿等施設として活用
椎葉村	H30	1戸	空き家を除却し、跡地を利用して交流施設を整備
	R2	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
	R3	2戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
	R4	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
美郷町	R4	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用

<b>県主管課名</b>	県土整備部 建築住宅課 (住宅企画担当)	<b>電話番号</b>	24-2744 内線：6524
--------------	-------------------------	-------------	--------------------

## 空き家対策総合支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

### 事業の目的・概要

空き家対策総合支援事業は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき市区町村が策定する「空家等対策計画」に沿って行う総合的な空き家対策を支援するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の補助金として平成28年度に創設された。

同事業は、空き家再生等推進事業と同様の空き家の活用や除却に対する補助だけでなく、空き家の活用や除却と一体となって取り組む関連事業も補助対象となっている。また、空家等対策計画の策定や、民間事業者等との連携等の要件を満たした総合的な空き家対策であることを事業要件としており、地域のまちづくりの柱として空き家対策に取り組む市区町村の活用が望まれる。

### 事業実施主体

市町村

### 対象事業等補助率

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1/2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1/2）
- ③ 除却後の土地整備（補助率：1/2）
- ④ 除却後の土地整備を行う者に対し土地整備に要する経費（1/3）
- ⑤ 活用費（補助率：1/2）
- ⑥ 活用を行う者に対し改修等に要する経費（補助率：1/3（※かつ地方公共団体が補助する額の1/2以内））
- ⑦ 所有者の特定に要する費用（補助率：1/2）
- ⑧ 空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1/2）
- ⑨ 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務手続きに要する経費（補助率：1/2）

### 補助基準

<対象地域>

- ・空家等対策計画に定める地区に含まれている地域内

#### 【除却跡地の利用】

- ・空家住宅等を除去する場合の跡地の利用方法については、公共・公益施設用地等の地域活性化に資するような計画的な利用に供されること。  
※不良住宅等の除却後の跡地活用についての定めはない。

#### 【空家住宅等の活用】

- ・空家住宅等の活用については、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されること。また、活用後の用途としては、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設に限らず移住・定住のための住宅等も可能。

### 県内事例

市町村	年度	事業内容	戸数
日向市	R4	不良住宅の除却	5
		行政代執行	1
		所有者特定	10
美郷町	R4	不良住宅の除却	2

### 県主管課名

県土整備部 建築住宅課  
(住宅企画担当)

### 電話番号

24-2744  
内線：6524